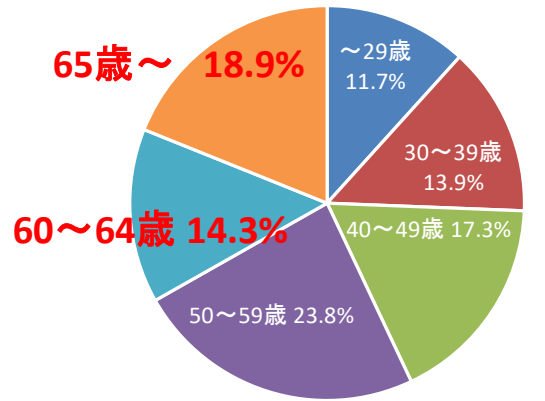


「シニア歓迎（専用）求人」のすすめ

ハローワーク八幡浜に求職登録中の方のうち**60歳以上の方は、全体の約33%**（60～64歳17.3%、65歳～15.5%）と各年代層の中で最も高い割合を占めています。

60歳以上の求職者の方には、現役を引退した後も引き続き社会貢献したい方、体力的に無理の無い範囲で働きたい方等、就労意欲の高い方が多く登録されています。

これまでの求人を「**60歳以上歓迎**」等の条件緩和・フルタイム求人から労働日・勤務時間を分割して、パート求人へ変更、60歳以上の方を対象とした「**シニア専用求人**」の追加等、意欲のあるシニア層の採用をぜひご検討ください。



ハローワーク八幡浜管内
年齢別月間有効求職者数
(2026年3月)

《高齢者雇用のメリット》

従業員の職場定着につながる

現役社員も長く働き続けられるという将来像が描けるようになり、モチベーションが向上、社員の定着や職場全体の活性化につながります。

知見が広がる

長年働いてきた社会経験、ノウハウや価値観等を取り入れ、融合すれば知見が広がり、業務の効率化や新たなアイデアも生まれるかもしれません。

ハローワークによる支援

窓口での積極的な案内に加え、シニア向け求人の特化した「求人情報誌」（月に1回発行）に掲載。求人票を庁舎内に掲示し多くの人の目に留まるよう支援します。

業務の振り分け

短時間のパート等を創出し、現在社員が行っている業務から、専門性の低い業務を任せすることで、本来の専門業務に専念出来る環境を作ることが出来ます。

国の助成金制度の対象となる

ハローワークの紹介で離職中の60歳以上の求職者を採用した場合に「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」の対象となる可能性があります。

※裏面をご確認ください。

《シニア向け求人の申込にあたって》

・60歳以上の求職者の方には、短時間や短日数勤務といったパート希望の方が多くおられます。一方でフルタイム勤務可能な方もおられ、ニーズは様々です。**就業時間や勤務日数、仕事の内容等について、「相談に応じます」といった内容にすることで、求職者も安心して応募しやすくなります。**

●シニア向け求人のキーワード記載例

『60歳以上の方も活躍しており、応募歓迎！』／『最高齢〇〇歳の方も働いています』
『定年が長いので、長く勤めることができます』／『60歳（65歳）以上シニア応援求人』
『60歳以上歓迎！！ 勤務時間、勤務日数や仕事内容などご相談ください。』等

お申し込みは簡単！……求人担当者へご連絡ください

求人者マイページを利用して、シニア歓迎（専用）求人のお申し込みいただけます。求人条件の変更や緩和について、また記載方法等、求人担当者へお気軽にご相談ください。

「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」のご案内

◆ 60歳以上の高齢者をハローワークの紹介で雇用した場合

高齢者（60歳以上）、障害者、母子家庭の母などの就職困難者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

※令和8年5月1日以降の紹介より、高齢者（60歳以上）の要件が見直されます

令和8年5月1日以前の紹介：
雇入れ時の年齢が60歳以上の者であること



令和8年5月1日以降の紹介：
雇入れ時の年齢が60歳以上の者であることに加え、
紹介日において、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていること

◆ 助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母等 高齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者※ など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円（15万円）×2期
身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
重度障害者 45歳以上の障害者 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	60万円×6期（33万円×3期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期） ※第3期は34万円

※出入国管理及び難民認定法第61条の2第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者

（）内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります。
（ただし「高齢者（60歳以上）」は、65歳以上の方も助成対象となります。）

◆ 助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です。

※「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※上記以外の支給要件等、諸条件がありますので、詳細は、
厚生労働省ホームページ「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」
をご覧ください。



※ご質問、ご不明な点は、愛媛労働局助成金センター（089-987-6370）、
ハローワーク八幡浜（0894-22-4033）へご相談ください。

◆ その他



よくあるご質問



雇用関係助成金検索ツール



ハローワーク八幡浜HP



ハローワークインターネットサービス